

愛知県の都市計画の見直し経緯

都市計画見直しの沿革（昭和43年都市計画法施行後）

- ・ 昭和43年 都市計画法（新法）の施行（区域区分（線引き）制度の創設）
- ・ 昭和44年 都市計画区域の再編（52区域を19区域に再編）
- ・ 昭和45年 当初線引き、「都市計画区域の整備、開発又は保全の方針」の策定
- ・ 昭和47年 用途地域の見直し（4種類→8種類）
- ・ 昭和54年 第1回線引き見直し、「都市計画区域の整備、開発又は保全の方針」の改定
- ・ 昭和59年 第2回線引き見直し、「都市計画区域の整備、開発又は保全の方針」の改定
- ・ 平成3年 第3回線引き見直し、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の策定
- ・ 平成6年 藤岡都市計画区域を追加し、20都市計画区域となる
- ・ 平成7～8年 用途地域の見直し（8種類→12種類）
- ・ 平成12年 都市計画法の改正
（都道府県が都市計画区域マスタープランを定めることとされる）
- ・ 平成13年 第4回線引き見直し（平成22年目標）
- ・ 平成14年 愛知のまちづくり基本方針の制定
（都市計画区域マスタープランの策定に先立ち都市の将来像を示す）
- ・ 平成16年 都市計画区域マスタープランの策定（平成22年目標）
- ・ 平成18年 都市計画法の改正（人口減少・超高齢社会への対応）

今回の見直しの経緯

平成18年の都市計画法改正を踏まえ、地方分権や市町村の合併の進展、日常生活圏の飛躍的拡大、人口構造の変化等の様々な社会経済情勢の変化に的確に対応したまちづくりを推進するために、都市計画（都市計画区域、都市計画区域マスタープラン及び土地利用計画）の見直しを行うこととし、基本方針を策定することとしました。

その経緯は以下のとおりです。

- ・ 平成18年7月 愛知県の新しい都市計画の枠組み構築に関する委員会の設置
- ・ 平成19年6月1日 委員会から提言書の提出
- ・ 平成19年6月～7月 提言書の内容を踏まえて、県が作成した基本方針(案)の内容を市町村に意見照会
- ・ 平成19年8月11日 県民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施
～9月10日
- ・ 平成19年10月 「新しい都市計画の基本方針」の策定・公表

愛知県の新しい都市計画の枠組み構築に関する委員会

委員名簿（五十音順・敬称略、◎：委員長）

氏 名	役 職
海 津 正 倫	名古屋大学大学院環境学研究科教授
◎奥 野 信 宏	中京大学総合政策学部長・教授
片 木 篤	名古屋大学大学院環境学研究科教授
後 藤 澄 江	日本福祉大学社会福祉学部長・教授
清 水 正 一	中京大学総合政策学部教授
竹 谷 裕 之	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
林 良 嗣	名古屋大学大学院環境学研究科長・教授
山 本 幸 司	名古屋工業大学大学院都市社会工学科教授

委員会開催経緯

第1回委員会 平成18年 7月25日（火）

- 委員会の目的
- 「愛知の新しい都市のあり方」「都市計画区域再編の基本的方針」の検討の方向性について

第2回委員会 平成18年10月24日（火）

- 「愛知の新しい都市のあり方」「都市計画区域再編の基本的方針」の検討
- 「都市計画区域マスタープランのあり方」「土地利用計画のあり方」の検討の方向性について

第3回委員会 平成19年 1月16日（火）

- 「愛知の新しい都市のあり方」「都市計画区域再編の基本的方針」「都市計画区域マスタープランのあり方」「土地利用計画のあり方」の検討

第4回委員会 平成19年 3月19日（月）

- 提言素案の検討

第5回委員会 平成19年 6月 1日（金）

- 提言書のとりまとめ